

監査結果(定期監査・行政 監査)に基づく措置通知

(平成27年6月30日)

TAKAS

監査結果(定期監査・行政監査)に基づき、措置を講じた旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成27年6月30日

高松市監査委員

吉田 正己(よしだ まさみ)

山下 稔(やましたみのる)

神内 茂樹(じんない しげき)


佐藤 好邦(さとう よしくに)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp

【監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧】

H27.6.30

| 通知No. | 監査実施年度 | 告示日 | 告示番号※ | 区分※ | 項目 | 公表文該当ページ | 所管課等 | | 通知日 |
|-------|--------|-----------|-------|-----|-----------------------------------|----------|---------|--------------------|----------|
| No.1 | H22 | H22.8.13 | 第7号 | 指摘 | 遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの | P3 | 創造都市推進局 | 美術館美術課 | H27.5.12 |
| No.2 | | | | 指摘 | 適正な契約書を作成すべきもの | P5 | | | |
| No.3 | H26 | H26.11.21 | 第30号 | 意見 | 出前講座（環境学習支援事業）講師謝礼金の支出に係る事務処理について | P14 | 環境局 | 環境保全推進課 | H27.5.1 |
| No.4 | | H27.2.20 | 第4号 | 指摘 | 交通安全対策事業補助金交付に係る事務処理について | P7 | 市民政策局 | くらし安全安心課 | H27.5.13 |
| No.5 | | H27.3.31 | 第9号 | 指摘 | 支出命令に係る事務処理について | P5 | 健康福祉局 | 国保・高齢者医療課 | H27.5.25 |
| No.6 | | | | 指摘 | 随意契約に係る適正な事務処理について | P10 | | こども家庭課 | H27.5.25 |
| No.7 | | H27.2.20 | 第4号 | 指摘 | 業務委託契約に係る適正な仕様書の作成について | P5 | 市民政策局 | 地域政策課 (市民協働推進室) | H27.5.27 |
| No.8 | | | | 指摘 | 適正な契約書の作成について | P6 | | | |
| No.9 | | H26.8.15 | 第17号 | 指摘 | かがわ電子入札システム使用料等の協定書締結に係る事務処理について | P12 | 財政局 | 契約監理課 | H27.6.4 |
| No.10 | | H27.2.20 | 第4号 | 指摘 | 支出命令に係る事務処理について | P4 | 市民政策局 | 人権啓発課 | H27.6.12 |
| No.11 | | | | 指摘 | 執行同決裁に係る財政審査について | P9 | | | |

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.1

| | | | |
|----------------|--|-----------------------------|---------------------|
| 監査実施年度／対象部局 | 平成22年度／市民政策部 | | |
| 指 摘 又 は 意 見 | | | |
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第7号 | 告 示 日 | 平成22年8月13日 |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 | 通 知 日 平成27年5月12日 |
| 指摘・意見 の 項 目 | 遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの | | |
| 内 容 | <p>高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、高松市美術館廃棄物収集運搬及び処分業務委託の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に事務処理されたい。</p> | | |
| 公表文該当 ペ ー ジ | 3ページ | | |
| 公表文への リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki22/813.pdf | | |

| | |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 所 管 課 等 | 創造都市推進局 美術館美術課 |
| 結 果 | <p>高松市美術館廃棄物収集運搬及び処分業務の委託契約書に、遅延利息や廃棄物の種類及び数量に関する条項を盛り込むことについては、平成27年4月1日付けの契約で各条項を規定し、適正に契約を締結した。</p> |

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.2

| | | | |
|--------------------|---|-----------------------------|------------|
| 監査実施年度／対象部局 | | 平成22年度／市民政策部 | |
| 指 摘 又 は 意 見 | | | |
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第7号 | 告 示 日 | 平成22年8月13日 |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 | 通 知 日 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 適正な契約書を作成すべきもの | | |
| 内 容 | 産業廃棄物の運搬、処分等を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第4項及び同法施行令第6条の2第3号の規定により、委託契約書に、委託する産業廃棄物の種類及び数量などの条項を規定しなければならないが、高松市美術館廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約については、契約書に委託する産業廃棄物の種類を規定しているものの、数量についての条項が盛り込まれていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、これらの規定により適正な契約書を作成されたい。 | | |
| 公表文該当 ペ ー ジ | 5ページ | | |
| 公表文への リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki22/813.pdf | | |

| | |
|-------------------------|-------------------|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 所 管 課 等 | 創造都市推進局 美術館美術課 |
| 結 果 | No.1 と同じ |

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.3

| | | | |
|--------------------|---|--|-------------|
| 監査実施年度／対象部局 | 平成26年度／環境局 | | |
| 指 摘 又 は 意 見 | | | |
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第30号 | 告 示 日 | 平成26年11月21日 |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 | 通 知 日 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 出前講座（環境学習支援事業）講師謝礼金の支出に係る事務処理について | | |
| 内 容 | <p>出前講座講師謝礼金については、講師派遣の依頼先であるNPO等への通知文に記載されている人数（講座依頼時の「参加者定員数」と講座開催日の一週間前の時点で受付している「参加者予定数」により設定したもの）を基準としているが、この基準はあくまでも目安とされ、NPO等との協議により、同じ規模の講座でも、講師謝礼金の判断が異なる場合があり、謝礼金の決定に関して疑義が生じる可能性があるように見受けられたので、今後は、講師人数の基準となる内容を改めて整理し、客観的な判断基準となる内規を作成の上、謝礼金決定の経緯を決裁に記載するなど、支出の透明性の確保に努められたい。</p> | | |
| 公表文該当 ペ ー ジ | 14ページ | | |
| 公表文への リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/1121.pdf | | |

| | |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 所 管 課 等 | 環境局 環境保全推進課 |
| 結 果 | <p>出前講座講師謝礼金の支出については、年度当初に関係団体等に通知文の中で周知しているが、課内において検討した結果、平成27年度から「講師謝礼金支払基準」を定め、適正に事務処理している。</p> |

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.4

| | | | |
|--------------------|--|-----------------------------|---------------------|
| 監査実施年度／対象部局 | 平成26年度／市民政策局 | | |
| 指 摘 又 は 意 見 | | | |
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第4号 | 告 示 日 | 平成27年2月20日 |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 | 通 知 日 平成27年5月13日 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 交通安全対策事業補助金交付に係る事務処理について | | |
| 内 容 | <p>交通安全対策事業に関する補助金については、交付申請時の収支予算書及び実績報告時の収支決算書の摘要欄に記載がなく、また、これらの算出根拠となる資料も添付されていないので、今後は、同補助金交付申請者に対し、収支予算書及び収支決算書の摘要欄に積算等内訳の明確な記載を行うよう指導するとともに、収支状況に関する書類・帳簿等の確認及び補助事業等の執行状況についての現地検査を実施するなど、補助金交付事務の適正化を図り、補助金支出の透明性や説明責任の確保に努められたい。</p> <p>なお、本件については、平成21年度に同様の指摘を行い、平成24年度に措置通知がなされていたものであるため、特に留意されたい。</p> | | |
| 公表文該当 ページ | 7ページ | | |
| 公表文への リンク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/220.pdf | | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 くらし安全安心課 |
| 結 果 | <p>指摘された交通安全対策事業補助金交付に係る事務処理については、平成27年3月の課内会議で協議した結果、補助金交付団体に対し、収支決算書及び収支予算書の摘要欄に、それぞれの区分の内訳が分かるように記載し、算出根拠を添付するよう指導することを決定するとともに、同じ誤りを繰り返すことがないように周知を徹底した。なお、後日、指導した補助金交付団体から、指導に沿って内容を整備した書類の提出を受けた。</p> <p>また、平成27年4月17日に、帳簿や通帳を確認し、併せて執行状況を検査し、適正に処理がされていることを確認した。</p> |

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.5

| | | | |
|--------------------|---|-----------------------------|------------|
| 監査実施年度／対象部局 | | 平成26年度／健康福祉局 | |
| 指 摘 又 は 意 見 | | | |
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第9号 | 告 示 日 | 平成27年3月31日 |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 | 通 知 日 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 支出命令に係る事務処理について | | |
| 内 容 | 支出命令に係る事務処理については、請求書及び請求内訳書の割印がなされていないものが見受けられたので、今後は適正に処理されたい。 | | |
| 公表文該当 ペ ー ジ | 5ページ | | |
| 公表文への リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/331.pdf | | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 所 管 課 等 | 健康福祉局 国保・高齢者医療課 |
| 結 果 | 支出命令に係る事務処理については、平成27年度から、請求書及び請求内訳書に割印をし、決裁時にも割印漏れのないよう再確認を行うなど、適正に事務処理を行っている。 |

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.6

| | | | |
|-------------|---|-----------------------------|---------------------|
| 監査実施年度／対象部局 | | 平成26年度／健康福祉局 | |
| 指 摘 又 は 意 見 | | | |
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第9号 | 告 示 日 | 平成27年3月31日 |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 | 通 知 日 平成27年5月25日 |
| 指摘・意見の項目 | 随意契約に係る適正な事務処理について | | |
| 内 容 | 高松市住民情報システム（福祉保健系）平成26年度児童扶養手当法改正対応の業務委託に係る執行伺決裁については、契約書案が添付されていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正に事務処理されたい。 | | |
| 公表文該当ページ | 10ページ | | |
| 公表文へのリンク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/331.pdf | | |

| | |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 所 管 課 等 | 健康福祉局 こども家庭課 |
| 結 果 | 随意契約に係る適正な事務処理については、平成27年度の執行伺決裁に契約書案を添付し、適正に事務処理を行ったところであり、今後、定着させることとした。 |

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.7

| | | | |
|-------------|---|-----------------------------|---------------------|
| 監査実施年度／対象部局 | | 平成26年度／市民政策局 | |
| 指 摘 又 は 意 見 | | | |
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第4号 | 告 示 日 | 平成27年2月20日 |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 | 通 知 日 平成27年5月27日 |
| 指摘・意見の項目 | 業務委託契約に係る適正な仕様書の作成について | | |
| 内 容 | 平成26年度高松市市民活動センターホームページ「ふらっと高松」の運用に係るシステム保守等の業務委託契約に係る仕様書には、労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。 | | |
| 公表文該当ページ | 5ページ | | |
| 公表文へのリンク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/220.pdf | | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 地域政策課（市民協働推進室） |
| 結 果 | 高松市市民活動センターホームページ「ふらっと高松」の運用に係るシステム保守等の業務委託契約に係る仕様書については、平成27年度の契約において、労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項を盛り込み、適正な仕様書を作成した。 |

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.8

| | | | |
|----------------|---|-----------------------------|---------------------|
| 監査実施年度／対象部局 | 平成26年度／市民政策局 | | |
| 指 摘 又 は 意 見 | | | |
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第4号 | 告 示 日 | 平成27年2月20日 |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 | 通 知 日 平成27年5月27日 |
| 指摘・意見 の 項 目 | 適正な契約書の作成について | | |
| 内 容 | 高松市協働企画提案事業の委託契約の契約書については、個人情報保護の条項があるにもかかわらず、個人情報取扱いについての別記が添付されていないので、今後は適正に事務処理されたい。 | | |
| 公表文該当 ペ ー ジ | 6ページ | | |
| 公表文への リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/220.pdf | | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 地域政策課（市民協働推進室） |
| 結 果 | 高松市協働企画提案事業の委託契約の契約書については、平成27年度の契約において、別記個人情報取扱特記事項を添付し、適正に事務処理を行った。 |

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.9

| | | | |
|----------------|--|-----------------------------|--------------------|
| 監査実施年度／対象部局 | 平成26年度／財政局 | | |
| 指 摘 又 は 意 見 | | | |
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第17号 | 告 示 日 | 平成26年8月15日 |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 | 通 知 日 平成27年6月4日 |
| 指摘・意見 の 項 目 | かがわ電子入札システム使用料等の協定書締結に係る事務処理について | | |
| 内 容 | <p>かがわ電子入札システムの使用及び使用料に関する平成25年度協定の締結に係る執行同決裁については、課長までの決裁となっているが、予定金額が1,000万円を超えていることから、決裁者は市長であり、当該執行同に基づく使用料の支出は、決裁者の意思決定の手続を経ていないものとなっていたので、今後は適正な決裁者までの決裁を受けられたい。</p> <p>また、平成21年度の同システムの使用に関する基本協定の締結に係る市長決裁をもって、22年度から27年度までの使用料に係る執行同とすることについては、各年度における支出予定金額に基づく執行同の必要性の観点から見直しを行い、適正に事務処理されたい。</p> | | |
| 公表文該当 ペ ー ジ | 12ページ | | |
| 公表文への リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/815.pdf | | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 所 管 課 等 | 財政局 契約監理課 |
| 結 果 | <p>かがわ電子入札システム使用料等の協定書締結に係る事務処理については、平成27年4月1日付け執行同において、高松市事務決裁規程に基づき、市長までの決裁を受け、適正な事務処理に改めた。</p> |

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.10

| | | | |
|--------------------|---|-----------------------------|------------|
| 監査実施年度／対象部局 | | 平成26年度／市民政策局 | |
| 指 摘 又 は 意 見 | | | |
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第4号 | 告 示 日 | 平成27年2月20日 |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 | 通 知 日 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 支出命令に係る事務処理について | | |
| 内 容 | 支出命令における事務処理については、請求書及び請求内訳書の割印がなされていないものが見受けられたので、今後は適正に処理されたい。 | | |
| 公表文該当 ペ ー ジ | 4ページ | | |
| 公表文への リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/220.pdf | | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 結 果 | 支出命令に係る事務処理については、監査結果報告を受け、直ちに、請求書及び請求内訳書に割印をし、適切に事務処理を行った。 |

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.11

| | | | |
|-------------|---|-----------------------------|---------------------|
| 監査実施年度／対象部局 | | 平成26年度／市民政策局 | |
| 指 摘 又 は 意 見 | | | |
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第4号 | 告 示 日 | 平成27年2月20日 |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 | 通 知 日 平成27年6月12日 |
| 指摘・意見の項目 | 執行伺決裁に係る財政審査について | | |
| 内 容 | 高松市上天神文化センターほか7館のPPC複写機の賃貸借及び保守点検に係る平成26年度の予算執行伺決裁については、財政審査を受けていないので、今後は、適正に事務処理されたい。 | | |
| 公表文該当ページ | 9ページ | | |
| 公表文へのリンク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/220.pdf | | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 人権啓発課 |
| 結 果 | 高松市上天神文化センターほか7館のPPC複写機の賃貸借及び保守点検に係る予算執行伺決裁については、平成27年度から財政審査を受け、適正に事務処理を行った。 |